

事前評価調書

I 事業概要																																																	
事業名	治山事業（予防治山事業）																																																
地区名	豊橋市雲谷町字ナベ山下																																																
事業箇所	豊橋市雲谷町字ナベ山下地内																																																
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃溪流を保全し、山地災害を防止する。																																																
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工3個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。																																																
事業費	事業費		内訳																																														
	53百万円		■工事費 53百万円、□用補費			□その他 百万円																																											
事業期間	採択予定年度	平成28年度	着工予定年度	平成29年度	完成予定年度	平成30年度																																											
事業内容	谷止工3個を設置する。																																																
II 評価																																																	
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、溪流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。																																															
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																														
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> <td>H33</td> <td>H34</td> <td>H35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種 区分</td> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・谷止工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="7">53</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種 区分	工事		←→							・谷止工		←→							事業費（百万円）		53								
			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																							
	工種 区分	工事		←→																																													
		・谷止工		←→																																													
事業費（百万円）		53																																															
2) 地元の合意形成	合意済み																																																
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。																																															
III 対応方針																																																	
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																																

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】